



12月16日から第9弾を実施 「PayPay」ポイント付与キャンペーン



市では、市内対象店舗でキャッシュレス決済サービス「PayPay」で決済した場合に、決済金額の最大20%のPayPayポイントを後日付与するキャンペーンを実施します。

- **期間** 12月16日(土)[午前0時]～令和6年1月14日(日)[午後11時59分]
- **付与上限額** 1アカウント1決済当たり3千ポイント(期間中合計で1万ポイント)
- **対象店舗** 市内PayPay加盟店舗のうち、市とPayPayが対象店舗として指定した、市内に本社または本店を有する中小法人もしくは市内に事業所を有する個人事業主
- ※▶コンビニエンスストアなどのフランチャイズチェーン▶昨年度実施した「温泉宿泊施設等利用促進事業」の対象施設▶保険適用医療機関一などは対象外

利用できる対象店舗の一覧は、12月上旬に市ホームページに掲載予定です

- **PayPayポイント付与** ポイントは、支払日の翌日から30日後に付与されます
※出金・譲渡不可です
- **お客様相談窓口**
 - PayPayお客様相談窓口…毎日、24時間、☎0120-990-634
 - ソフトバンク花巻桜台店(予約制)…午前10時～午後7時、☎21-3231

新たに本キャンペーンの登録を希望する事業者は、11月9日(木)までにPayPay(株)の審査を終え、市が対象店舗と認定することで、12月16日(土)から取り扱いが可能となります。

■ **相談窓口** PayPay(株)新規加盟店希望窓口[月～金曜日(祝日を除く)、午前10時～午後7時(☎0120-957-640)]

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3534)



がん患者の医療用ウィッグや乳房補正具の購入を支援します

市では、がんの治療で生じた脱毛などの容姿変化を気にせず、社会参加に前向きに取り組めるよう、医療用補正具の購入を支援しています。

- **対象** がんと診断され、次のいずれかに該当する市民
 - 治療に伴う脱毛の影響により、医療用ウィッグ(全頭用)を購入した人
 - 乳房切除術を受け、乳房補正具を購入した人

■対象経費・補助率

種類	対象経費	補助率
医療用ウィッグ(全頭用)	1人につき1台分の医療用ウィッグ(1回限り) ※付属品やケア用品などは対象外	購入費用の2分の1(上限3万円)
乳房補正具(左・右)	1人につき1個分の補正パッドまたは人工乳房本体(左右それぞれ1回限り) ※上記を固定する下着などは対象外	購入費用の2分の1(上限2万円)

- **申請期限** 購入費用支払い後、6カ月以内
※期限内に申請できなかった場合は、健康づくり課(☎41-3614)にご相談ください
- **申請方法** 申請書に必要事項を記入の上▶領収書(品名や金額が記載されているもの)の写し▶がん治療受診確認書類(診断書、治療方針計画書、治療方針手術に関する説明書など)の写し▶本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカード)▶口座通帳の写し一などを添えて下記へ申請
※申請書類は健康づくり課、各総合支所健康づくり窓口へ備え付けているほか、市ホームページに掲載しています



【問い合わせ・申請】
健康づくり課(☎025-0055 南万丁目970-5 ☎41-3614)、各総合支所健康づくり窓口(大迫☎41-3128、石鳥谷☎41-3448、東和☎41-6518)

妊産婦への交通費を支援しています



市では、市内にお住まいの妊産婦に対し、妊産婦健診や通院・入院にかかる交通費などの補助を行っています。

【問い合わせ】健康づくり課(☎41-3586)

■補助対象者・経費・上限額

補助金の交付申請時に本市に住所があり、母子健康手帳の交付を受けた妊産婦が対象です。

対象者	対象経費	上限額
出産が本年4月1日以後の人	ハイリスク妊産婦 ①県内の産科医療機関に通院する際の交通費(*) ②県内の産科医療機関で待機宿泊(入院待機または分娩待機)する際の宿泊費・交通費(*) *交通費の種類…電車、バス、タクシー、自家用車、有料道路、有料駐車場	1回の出産につき5万円
ハイリスク以外の妊産婦		1回の出産につき2万円

※出産が本年3月31日以前の人も補助金の対象となる場合があります。詳しくは、健康づくり課(☎41-3586)へお問い合わせください

ハイリスク妊産婦ってどんな人?

ハイリスク妊産婦とは、年齢や体型などによって、妊婦さん自身または胎児の健康などに何らかの問題が生じる可能性が通常よりも高い妊婦さんのことです。具体的には、医療費にハイリスク妊娠管理加算またはハイリスク分娩管理加算が加算される人、またはそれに相当する疾患を有すると医師が認めた人のことです。



■補助対象期間

母子健康手帳が交付され、妊婦として通院を開始した日から、通院が終了または退院した日まで
※出産後、自身の加療などのため通院が必要な場合は、産後6週間まで

■申請に必要な書類

▶補助金交付申請書▶補助金交付申請内訳書▶補助金交付請求書▶母子健康手帳▶妊産婦本人名義の振込先口座の通帳▶産科医療機関の受診日が記載されている医療費の領収書および明細書▶補助対象経費(タクシー、有料道路、有料駐車場、宿泊費)の領収書
※ハイリスク妊産婦の場合は上記のほか、補助金交付申請書の裏面に病院から「ハイリスク妊産婦該当事項」の記入をもらう必要があります

■申請先

健康づくり課(花巻保健センター)、各総合支所健康づくり窓口

■申請期限

出産後、通院が終了または退院した日から6カ月以内
※出産前でも補助対象経費が補助上限額に達した場合は申請できます

申請書などは母子健康手帳交付と併せて配布するほか、市ホームページ(https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kenko_iryu_fukushi/chikiiryu/1011704.html)にも掲載しています。

